

## 部分品「特例」？

米満 啓

## 1. 本稿の要旨

内蔵部品の「10%ルール」の話をしたと思います。このルール、世間ではしばしば「部分品特例」とも呼ばれていますが、本稿は「特例」という表現に異議を唱えようというものです。

概要	政令	省令	告示	通達	根拠条例
部分品特例 ・輸出しようとする貨物のごく一部として規制対象となる貨物が組み込まれている場合				○	・輸出貿易管理令の運用について 1-1 (7) (イ)

([https://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/sinsa-unyo/gaihihanntei-tejyun/apply1\\_1\\_kamotu.html](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/sinsa-unyo/gaihihanntei-tejyun/apply1_1_kamotu.html))

まずはごく簡単に、このルールの概要を記します。親貨物に内蔵された部分品について、その価格が親貨物の10%以内ならば原則として規制外（非該当）とするのがこのルールのあらましです。最後は非該当となる以上、敢えて個々の部分品について該非判定をする意味はなく、従ってそれらの該非判定は省略しても問題は生じません。

それゆえ、パソコンであれ自動車であれ、機械製品はたくさんの部分品が内蔵されていますが、機械製品の輸出時にそれらの内蔵部品の該非判定を逐一問われることは滅多にありません。

ところが「特例」という言葉を使うと、それではまずいような気持ちがしてくるのが不思議なところ。「あくまでも特例なんだから、まず真摯に判定を行った上で、それが適用可能かどうかを判断するのがスジでしょ」というわけです。

バカを言っちゃいけません。常識のある人なら、結論が規制非該当と判明している品目について結論に関係ないようなスペックの細部の判定に時間を費やしたりは致しません。お互い、忙しいのですから。この「常識」を多くの人と共有したい、という思いから本稿を書くことにしました。

とはいえ言葉の力（私は呪術性と言いたいですけど）は大変なものです。私の知人でも、「特例」と聞いた途端に、「やったところで何の意味もないとしても、『特例』である以上、該非判定は必須でしょ」と言い出す人が少なくありません。

**意味がなくてもやる！ これぞ日本的（Why Japanese people!?) ですよねえ。**

私は、「意味のあるなし」以前の話として、そもそもこの制度を「特例」と呼ぶのが間違いの元と思っています。単に「10%ルールの条件満たす内蔵部品はリスト規制外」というだけの話を、わざわざ難しくしているのではないのでしょうか？

以下、判定不要の理由を3つの切り口から論じます。

- i 10%ルール誕生時の議論
- ii 他規定（「外国間等取引の特例」、返品貨物への特別一般包括許可適用）での運用
- iii 米国での運用（推測）

## 2. 10%ルール誕生時の議論

何を目的として10%ルールが導入されたかに焦点を当てて説明します。

ルールが導入されたのは2005年1月施行の《輸出令運用通達》改正でのことでした。発端は2003年7月4日のCISTECエレクトロニクス専門委員会による問題提起でした。私の手元にその資料があるので、サワリを引用します。

### 組込み部分品の該非判定は、製造メーカー以外の輸出者にとって実行困難である

装置の内蔵部品まで把握して判定することが可能なのは、その装置の設計者のみである。多くのその他の輸出者は、内蔵部品の判定に至ってはお手上げなのである。例え、メーカーから判定書を入手してもその正否の判断が不可能であって、輸出者の責任が果たせない。(それが要求されるとなると、輸出者はすべての部品について技術データを入手した上で、判定の成否を下さねばならないが人には無理)

### 部品メーカーの負担

この規定(米満註 2003年当時のもの。本頁末参照)の存在によって部品メーカーは、セットメーカーからほとんどの部分品について該非判定書を要求されうる。その為に、輸出管理にかかるコストが増大する。(装置自体の判定で輸出できるならば、部品メーカーに対する該非判定書の要求が減ることはあきらか)

### 実効性が伴い難い

税関の貨物検査において、正当に組み込まれた部分品の検査までするのは不可能であろう。

他の専門委員会からも賛同が集まり、経産省へ提案が行われました。経産省でも大筋の理解が得られました。但し内蔵部品をすべて無条件で非該当扱いは難しいということで、検討の結果、価格比率10%の線でまとまったのが、現行の10%ルールだったのです。

「リスト該当内蔵部品の許可取得を免除してほしい」という話ではなかったことを再度強調したいと思います。

### 2003年当時の通達記述

ただし、輸出令別表第1貨物であっても、次の(a)から(d)までに掲げるものは、原則として当該貨物に含まれないものとする。

- (a) 包装用として使用されているもの
- (b) 他の貨物(輸出令別表第1貨物以外の貨物に限る)の部分となしているものであって、当該貨物の主体となっていないもの又は当該貨物と分離しがたい状態にあり、かつ、その状態において主たる貨物の用途以外の用途に使用することができないもの
- (c) 他の貨物(輸出令別表第1貨物に限る)の部分となしているものであって、当該貨物と分離しがたい状態にあり、かつ、その状態において当該貨物の用途以外の用途に使用することができないもの
- (d) 他の貨物を主体とするセットものの一部となっているものであって、当該貨物とともに梱包又は包装されたもの

2003年7月の問題提起は、上記のうち(b)の「主体となっていない」の意味が難しく、判断を避ける(「主体となっている」と扱われる)ケースがしばしばあったことを背景としています。

### 3. 他規定（「外国間等取引の特例」、返品貨物への特別一般包括許可適用）での運用

本節では「細かい該非判定を省略してもよい」という規定を2つ紹介したいと思います。

#### 3.1 「外国間等取引の特例」

##### 《貿易外省令》9条2項六号

外国において提供を受けた令別表の二から一六までの項の中欄に掲げる技術（当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の輸出、本邦内にある電気通信設備からの当該技術を内容とする情報の電気通信による送信又は当該技術を保有する本邦に存する者の出国により提供を受けたものを除く。）に係る外国間等技術取引。ただし、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）相互間の移動又は外国において受信されることを目的として当該外国以外の外国にある電気通信設備から行う当該技術を内容とする情報の送信を伴う取引であつて居住者が行うもののうち、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 当該技術が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（以下「開発等」という。）のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ロ 当該技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

これは技術の仲介取引に関する規定です。長い条文なので要約すると

- ・「2～16項技術」で「海外で入手したもの」は
  - …その入手に当たり「日本から送らせた」ものでなく
  - …入手後の提供に当たり「日本を經由」しないならば
- ・入手した国の中での提供は許可不要
  - 第三国への提供は
    - …入手地・提供先のどちらかがホワイト国なら許可不要
    - …入手地・提供先がどちらも非ホワイト国でも、条件イ・ロ非該当なら許可不要

という「特例」です。

「2～16項技術」ということは「1項技術でさえないことがわかれば、それ以上の詳細判定不要」を意味しています。実際、省令のこの規定について「2～16項のうち第何項なのか」に関心が持たれた事例を私は聞いたことがありません。

### 3.2 返品貨物への特別一般包括許可適用

2011年4月1日施行の《包括許可取扱要領》改正で、海外からの一時輸入品や誤送品の返送に対して、それが1項該当品でないことさえわかっているなら、それ以上の細かい該非判定を省略して特別一般包括許可を使うことが認められました。

それ以前は、「見るからに規制非該当」の貨物であっても、該非判定結果を確定した上でなければ輸出することができませんでした。このため海外の送り主から判定情報を入手する必要がしばしばあったのです。単に元の持ち主に返送するだけなのだから、安全保障上の問題性などあろうはずもなく、一々事前に該非判定作業する意味があるのか、という声があがったのは当然のなりゆきでしょう。問題提起をしたのはCISTECの電子デバイス分科会です。かつて日本の電子部品メーカーは、海外顧客から「おたくの部品使って製品を作ったが不具合発生」といった理由で、海外製モジュール製品を（性能検査などの目的で）送り付けられたときの返送の際に苦しんでいました。私も分科会の席上、海外メーカーから判定情報入手するのに1年かかるケースがあったと聞いています。

結局は、返送する輸出者がきちんとした輸出管理をやっている企業ならヨシとしよう、ということで、2～16項のどれに分類されるかの判定を省いて、特別一般包括許可で輸出することが認められたわけです。

くどいのは承知ですが、この規定が「2～16項のうち第何項なのか突き詰める作業を省略したい」という動機で導入されたことを重ねて強調しておきたいと思います。また『CISTEC ジャーナル』2010年5月号でも、次のように解説されています。

#### 動機について

『現行輸出管理制度は、該非が明確であることを前提に成立しており、該非が判然としない場合は輸出手続が難しいか、時間がかかる、あるいは輸出そのものを断念することもあり、企業の生産、販売等に大きな影響を及ぼしている。』

#### 当初の要望内容（包括許可ではなく「特例」での手当てを要望していた）

ここでは、貨物の返却に限っていうと、平成18年度から、アンケート調査で困っている事例等の現状把握を行い、平成19年度は外国の制度について調べ、ついに平成20年度に要望書としてまとめたのである。要望はあくまで輸出令第4条の「特例」の新設を求めたものである。具体的には政令を改正し、無償告示で、本邦に輸入された貨物であって、

- 1) 不具合品、異品、借用品のうち、返送されるもの
- 2) 不具合品、借用品の調査、分析、評価その他これに類する行為がなされた後に返送されるもの

の2類型を特例の対象にするというものである。肝心の該非判定については、「輸出令別表第1の2から16までの項の中欄に掲げる貨物であることを要するが、該当する項が特定できない貨物を含むものとする。」とした。

参考まで《包括許可取扱要領》改正時の新旧対照表抜粋を引用します。

#### **一般包括許可\*の範囲**

②輸出令別表第1の2の項から15の項までの中欄に掲げる貨物のイラン、リビア及び輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする輸出のうち、外国から輸入された貨物を返送するために行われる輸出であって次のいずれかに該当するもの（以下単に「返送に係る輸出」という。）。

イ 本邦から輸出された貨物の評価、検査、修理又は交換のために輸入された貨物（本邦から輸出された貨物が組み込まれた他の貨物を含む。）の輸出（当初の輸出時から当該貨物の性能、特性等が向上しない場合に限る。）

ロ 本邦に輸入された貨物の種類、品質（故障を含む。）、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出（輸入時から当該貨物の性能、特性等が向上しない場合に限る。）。

([https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t08kaisei/t08kaisei\\_houkatsukyokayouryou101227.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t08kaisei/t08kaisei_houkatsukyokayouryou101227.pdf))

\* 上記改正の公布された2010年12月時点における「一般包括許可」は2012年9月1日施行の改正により（現在と同じ）「特別一般包括許可」に名称が変更されています。

以上の例から、実際の法令上も「どんなときでも詳細な該非判定が必要」というものでないことが読み取れるかと思います。

#### 4. 米国での運用（推測）

日本には御存じの通り、輸出される装置・親貨物を「内蔵部品の入れ物」と見する見方が根強くあります。その見方ゆえに、装置の輸出時に「同時に内蔵部品の輸出でもあるんでしょ。10%ルールが適用されない場合、部品の該非によっては許可が必要だよ」という考え方になるわけです。

一方、米国には装置・親貨物を「内蔵部品の入れ物」とする見方はないようです。もちろん規制をごまかすために、部品を装置に突っ込むのはダメですが、そういう外道を除けば、装置の輸出時に内蔵部品について許可要否を問うことはないらしい。

「ないようです」だの「ないらしい」だのとぼかした言い方をするのは、私には米国当局や米国の専門家へのツテがないためです。「なーんだ」と思われたことでしょうか、あわてないで下さい。上記の「推測」にはそれなりの根拠があります。これから説明致します。

米国 EAR で内蔵部品の規定といえば、de minimis (§ 734.4) であり、General Prohibition 2 すなわち GP2 (§ 736.2(b)(2)) です。

規制米国部品の内蔵比率が de minimis 値をオーバーしたら、どういう扱いになるのでしょうか？ もちろん「装置として EAR 対象」となります。「装置としての ECCN (規制項番)」に従って、規制を受けるわけです。CISTEC の「EAR 再輸出規制に関する Q & A 集」でもそう解説しています。

Q-II-4 : 2 種類の米国原産の部品を組み込んだ組込品の場合、当該組込品はどちらの ECCN で判定すれば良いのでしょうか？

A-II-4 : 組み込んだ米国原産の部品の ECCN で判定するのではなく、当該組込品の仕様で ECCN を判定して下さい。

([https://www.cistec.or.jp/service/uschina/12-ear\\_ga.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/uschina/12-ear_ga.pdf))

最新(2023.11.17)版の EAR でも「It (装置) に対応した ECCN」で規制される旨が示されています。

##### **§ 736.2(b)(2)** (中略)

(i) You may not, without a license or license exception, reexport or export from abroad foreign-made commodities that incorporate controlled U.S.-origin commodities, foreign made commodities that are ‘bundled’ with controlled U.S.-origin software, foreign-made software that is commingled with controlled U.S.-origin software, or foreign-made technology that is commingled with controlled U.S.-origin technology if such items require a license according to any of the provisions in the EAR and incorporate or are commingled with more than a de minimis amount of controlled U.S. content, as defined in § 734.4 of the EAR concerning the scope of the EAR.

(A) It incorporates more than the de minimis amount of controlled U.S. content, as defined in § 734.4 of the EAR concerning the scope of the EAR;

(B) **It is controlled for a reason indicated in the applicable ECCN;** and

(C) Its export to the country of destination requires a license for that control reason as indicated on the Country Chart. (The scope of this prohibition is determined by the correct classification of your foreign-made item and the ultimate destination, as that combination is reflected on the Country Chart.)

規制該当 IC の装置に占める価格比率が高かろうが、内蔵 IC の ECCN はその装置の ECCN に反映されません。もし装置が通信機ならカテゴリー 5、コンピュータならカテゴリー 4 の条文で、装置が判定されるだけのこと。もちろん「装置としては EAR99 で規制非該当」もありえます。

米国政府が「装置の輸出時に内蔵部品が輸出されると考えていないから」という以外に、このような運用は説明ができません。

またパート 734 の Supplement No. 2 では、その装置が（EAR 対象品だったとしても）その国向けが許可不要だった場合には内蔵比率の計算を省略してよい、とも述べています。これも私の仮説の傍証といえるでしょう。

もちろん「推測」では満足できない方もいらっしゃるかと思います。もしそうお感じであれば、CISTEC に頼んで米国筋へ確認してもらおうとよいでしょう。

## 5. 個人的感想

前節までの考察のほか、通関手続きにおいても、内蔵部品を「シラミつぶしに判定してリスト非該当」と結論すると、「10%ルールでリスト非該当と扱う」場合とで、申告方法が変わるわけではありません。（どちらも輸出承認証等区分欄に「記号NO」を記入します。）これがもし（輸出令4条の）「本物の特例」適用であれば「記号N1」を記入することで区別をつけるわけですが。

以上から、本件について「特例だ、特例だ！」と騒ぎ立てる意味があるのか、と私は思います。

初めにも書きましたが、その規制運用をすることで何が得られるかを考えることが大事だと思います。メリットがないならやめるなり変えるなりすればよいのです。本件は実質的メリットもなければ、通関申告の分類区分上の必要性もない。単に通達の文言が「『特例』っぽい書き方をしてるから感覚的にヤだな」というだけの話ではありませんか。